

第7期委員の委員区分及び住所要件について（平成31年4月以降）

現行の委員区分	第7期 （平成31年度） 以降の委員区分	種別	団体所在地要件	委員住所要件
第1号委員 （地域コミュニティ協議会からの選出者）	第1号委員 （地域コミュニティ協議会等からの選出者）	地域コミュニティ協議会	区内	— （市外でも可）
		複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織		
第2号委員 （公共的団体等からの選出者）	第2号委員 （公共的団体等からの選出者）	法人		
		法人格のない社団		
第3号委員 （学識経験者）	第3号委員 （区長が必要と認めた者）	有識者	—	区内 （但し、区長が特に認める場合は市内）
第4号委員 （公募による者）		公募による者		区内
第5号委員 （市長が必要と認めた者）		その他 （公共的団体等の従たる事務所・支店から選出された委員等）		区内